

4. 優先的検討運営支援事業について(中間報告)

平成28年度 優先的検討運営支援

地方公共団体における優先的検討について規程の策定を含めた運営の初期段階を支援する。

支援内容

優先的検討規程策定

【具体案件の優先的検討の運用】

- 類似事業におけるPPP/PFI導入効果、特徴の整理
- 事業実施に向けたスケジュール策定、検討項目の整理
- 当該事業の実現性の整理
(収益施設併設等の検討)

収益性を高める検討を行い、
具体のPPP/PFI案件形成

収集、蓄積

運用ノウハウ

優良事例

制度の課題

優先的検討部会

運用の手引
へ反映

地方公共団体へ
横展開

制度改善

支援対象

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市

松本市(長野県)

富士市(静岡県)

PPP/PFI推進アクションプラン (平成28年5月18日PFI推進会議決定)(抄)

優先的検討規程は、今後の地方公共団体等におけるPPP/PFI事業の推進において基本的な枠組みとなるものであり、手引の作成により策定に係るノウハウや情報の提供、策定に関する支援措置を行うとともに、策定状況のフォローアップ等を通じて確実な策定を図る。

また、優先的検討規程が的確に運用されることを通じて、着実に具体の案件形成につながるよう、国の機関、地方公共団体等の運用のフォローアップを定期的に行うとともに運用上の課題や改善点について検討を行い、運用の適正化を図る。

さらに、意欲ある地方公共団体等による優先的検討規程やその運用方法の優良事例を横展開することで、他の地方公共団体等における運用の改善につなげる。

優先的検討運営支援事業(中間報告)(1)

○支援対象自治体の概要

支援対象自治体(※1)	人口規模	優先的検討対象事業(※2)
富士市(静岡県)	26万人	・道の駅、観光施設
上越市(新潟県)	20万人	・斎場、歴史的建造物利活用
福井市	27万人	・廃棄物処理施設、給食センター、教育文化施設
松本市(長野県)	24万人	・事務庁舎、博物館
小金井市(東京都)	12万人	・複合施設(事務庁舎他)

※1 支援対象自治体ではPFI法に基づく事業の実施経験なし

※2 今後実施されることが想定される事業

○支援事業の概要

ステップ①

○優先的検討規程案の策定

- ・「策定の手引」を活用した規程案の作成
- ・地方公共団体の特性に応じた規程案の作成
- ※既存の指針(PFIや指定管理)や公共施設等総合管理計画との整合

ステップ②

○規程の内容等について庁内へ周知
⇒規程案の修正

- ・庁内にて横断的な勉強会の開催(企画部局、財政部局、事業所管部局他)



庁内勉強会の様子(左:富士市、右:小金井市)

ステップ③

・具体事業における優先的検討の実施
⇒課題等を踏まえた運用方法の構築

- ・今後実施が検討されている事業について、先行事例を収集
- ・規程策定部局と事業実施部局が連携して優先的検討(簡易な検討)を実施し、運用上に課題となる内容について、対応を検討
- 例:規程とは別に、運用上課題となるポイントを解説する「実施指針(解説書)」を作成

優先的検討運営支援事業(中間報告)(2)

○優先的検討を行う上での主な課題と対応の考え方(抜粋)

	優先的検討を行う上での課題	対応方針(検討中の内容含む)
庁内体制の構築 (PDCAサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の実施部署の明確化、複数の所管課にまたがる検討 ・規程の強制力の持たせ方 ・職員のノウハウ不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業検討の際の事業所管部局と推進部局(支援)の役割等を明確化 ・予算要求(従来手法:基本設計費等)の際は、事前に簡易な検討を行うことをルール化 ・規程とは別に解説書を作成し優先検討プロセスやPPP/PFIの用語等を解説
	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の公表範囲・要否の判断 ・住民への対応について ・規程の運用状況のモニタリング ・規程内容の見直しに関するルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が公表になじまない場合の取り決め(PFI検討委員会等での審議) ・住民説明(導入する場合も)の方法について(推進部局と連携) ・モニタリング方法の基本案を今後策定(委員会等)し導入検討状況を管理(事業所管課での検討内容のデータベース化) ・規程の見直しサイクルを規程に記載(3~5年)、事業所管部局から申し出があった場合は、委員会で協議の上、随時の見直しを行う
対象事業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・検討対象事業の明確化 ・事業費が検討対象未満の場合の対応 ・事業範囲の変動に対する対応 ・上位計画との整合性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費基準(10億、1億)はあくまでも目安として扱う ・民間事業者の参入が期待できるものは検討対象とする、また、複数事業をまとめることで事業費基準が達成できないか検討する ・現時点で想定される基本案を策定した上で、簡易な検討を実施(変動幅を付帯条件として評価する) ・簡易な検討を実施する前に、上位計画との整合を確認し事業の必要性を確認する
適切な手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の参照方法について ・事業手法が決まらない場合の扱いについて ・公的不動産の利活用事業の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考事例の活用にあたっては、基本的な前提条件や事業スキーム等を比較した上で評価を行う ・簡易な検討段階で事業手法が決まらない場合は、詳細な検討で検討する ・事業手法として、定期借地、普通財産の貸付(定期借家等)、行政財産目的外使用などを想定する
簡易な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な検討における職員のノウハウ不足 ・定性面での評価方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な検討(定量評価)の手順を示した実施指針を作成して周知 ・対象事業がPPP/PFIに適するか否かを判断する定性的な基準を設定し、定量評価と併せてPPP/PFIの導入可否を検討する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIへの理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIの必要性、具体事例、規程案に関する説明会を開催(事業部局だけでなく財政部局等も対象とした説明会を実施)

⇒上記内容について、運用の手引へ反映 ※支援事業にて収集した事例(道の駅、斎場等)も事例集へ反映